

芦屋市地域脱炭素実現に向けた「PPA による公共施設への太陽光発電設備導入」のための、ワーキング参加事業者募集要項

## 1 目的

本ワーキングは、芦屋市が地域脱炭素実現に向けて「PPA による公共施設への太陽光発電設備導入」を実施するにあたり、民間事業者の持つ知見を積極的に取り入れることによって、事業の確実な運用を可能にし、かつ、環境省の重点対策加速化事業の交付要件を満たした要綱等の作成に関する検討を行うものである。

## 2 ワーキングについて

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課が事務局となり、参加事業者を募集し、参加事業者と事務局で目的を達成するための検討を行う。

## 3 対象テーマ

- テーマ① PPA による太陽光発電設備の導入に適した公共施設の条件の整理について
- テーマ② 実現可能な事業期間、事業規模、事業内容の整理について

## 4 ワーキング実施時期

令和6年10月1日（火）から令和6年12月27日（金）まで

## 5 参加対象者となる民間事業者の条件

- ・ ワーキングに積極的に参加できること。
- ・ 対象テーマに関する事業サービスの現状や課題、それに対する解決策等をワーキング実施期間内に具体的に事務局に提案できること。

## 6 参加申込方法

後述の「10 ワーキング参加規約」に同意の上、以下の方法で申し込むこと。

- (1) 申込み期限：令和6年9月30日（月）17時まで
- (2) 申込み方法：以下のフォームから事業者情報を入力すること。

リンク：<https://logofrm.jp/form/pfd9/739332>

## 7 ワーキングでの検討事項

前述の「3 対象テーマ」について主に検討することとする。

## 8 費用負担について

ワーキング参加に要する費用は、参加者の負担とする。

## 9 ワーキング実施方法

対面またはオンラインでの参加とする。

初回ワーキング：事務局によるテーマの説明及び、質疑応答や意見交換

2回目以降のワーキング：12月末までを期限とし、3回から4回を予定。

## 10 ワーキング参加規約

次の事項を理解、同意し、ワーキングへの参加を申し込むこと。

### (1) 参加及びワーキング実施結果の取扱い

ア ワーキング実施にあたり、事務局及びワーキング参加事業者が提供した情報に係る著作権、商標権その他の知的財産権、肖像権、その他の一切の権利は、正当な権利者に帰属すること。

イ ワーキング参加事業者は、ワーキング実施時に提示した情報について、機密である旨を示されて開示した場合を除き、事務局が行政課題解決の目的の範囲内で使用、複製、転載、転送等を行うことに同意すること。

ウ ワーキング参加事業者は、参加事業者と事務局間、及び参加事業者同士の間の情報共有において、相手から機密である旨を示されて開示された情報、ワーキング実施で知り得た機密情報及び個人情報、ワーキング実施中だけでなく終了後も機密として保持し、第三者に開示又は漏洩しないこと。

### (2) ワーキング実施への協力及び、参加の中止

ア ワーキング参加事業者は、目的に賛同し、積極的にワーキングに参加すること。

イ ワーキング参加事業者は、ワーキング実施の経過を踏まえ、自らの事業サービス等が適合しないと判断した場合、事務局に申し出て、ワーキングへの参加を途中で中止することができる。

### (3) 実施結果の公表

ア ワーキングの実施結果については、ワーキング参加事業者数や検討内容の概要を、市ホームページで公表出来ることとする。

イ ワーキング参加事業者は、自身の名称、事業ノウハウにかかる内容の非公表を申し出ることができる。ただし、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、公開の対象となる場合を除く。

### (4) 参加除外条件

事務局は、ワーキング参加事業者の参加が、ワーキングへの適切な運営に支障が生じると認められたとき、当該ワーキング参加事業者のワーキングへの参加を中止することができる。

11 個人情報の取扱い

事務局は、個人情報の収集・利用及びその管理について、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に取り扱うこととし、ワーキングの実施以外に個人情報を利用しないこととする。

12 問い合わせ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課 保全係

連絡先：0797-38-2051

E-mail：kankyo@city.ashiya.lg.jp